

第 1 4 期第 2 6 回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時：令和 7 年 8 月 25 日（月）午後 2 時

場 所：札幌市役所 18 階 第 2 常任委員会会議室

第14期第26回 札幌市農業委員会総会

出席者名簿

議 席	氏 名	出 欠
1	生 野 隆 雄	出 席
2	山 本 和 夫	出 席
3	藤 井 徹	出 席
4	大 西 智 樹	出 席
6	上 山 雅 彦	出 席
7	千 葉 悦 子	出 席
8	氏 家 正 喜	欠 席
9	平 佐 雅 勝	出 席
10	橋 場 和 実	出 席
11	吉 田 長 幸	出 席

事務局	事務局長 高本 俊	
	事務局次長 村上 史明	
	振興係長 後藤 園恵	
	農地係長 宮崎 伸一	

総会に係る付議議案等

区 分	議 題	備 考
議案第1号	「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について	
議案第2号	現況証明について	
議案第3号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について	
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	
報告第2号	農地所有適格法人報告書等の提出について	
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
報告第4号	現況証明について(事務局長専決)	
報告第5号	地目変更登記に係る登記官からの照会について(事務局長専決)	

第14期第26回農業委員会総会 議事録

令和 7 年 8 月 25 日（月）

発言者	議 事 内 容
議 長	これより第14期札幌市農業委員会第26回総会を開会いたします。 本日の出席状況でございますが、氏家委員から欠席の連絡がありました。委員総数10名中、出席者 9 名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第 3 項の規定に基づき、総会は成立いたします。 続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号 9 番の平佐委員と議席番号10番の橋場委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日は、議案 3 件、報告 5 件となっております。 それでは、これより議事に入ります。 なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。 はじめに、議案第 1 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について上程いたします。 事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明いたします。 1 ページの農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正につきまして、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項により、「農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関し、目標等について指針を定めなければならない」こととされており、本委員会においても平成 29 年 7 月 3 日に指針を策定し、令和 6 年 3 月に直近の改正を行っております。 資料 1－1 の指針案をご覧ください。 この指針は農業委員及び推進委員の改選時期に合わせて、検証・見直しを行うこととしておりますが、本年 3 月 31 日付けで本市の地域計画が策定されたことに伴い、農業委員会が果たすべき役割を指針に盛り込む必要が生じたことから改正を行うものでございます。 資料 1－2 の新旧対照表をご覧ください。まず、地域計画の策定に伴い、農地の利用権の設定方法が北海道農業公社を経由する農地中間管理事業に変わったことから、第 2 の 1（2）「担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法」の③を変更しております。 次に、第 3 を追加し、地域計画の目標を達成するための農業委員会の役割を記載しております。 なお、法律により、指針を変更しようとするときは「推進委員の意見を聴かなければならない」こととされていることから、議案上程に先立ち、推進委員へ指針案を送付し、意見を求めたところ、修正を求める意見はございませんでした。

発言者	議 事 内 容
振興係長	説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
藤井委員	基本的な考え方なのですが、指針案に「委員の改選期に合わせて、3年ごとに検証・見直しを行う」と書いてありますが、地域計画の中に記載があるのでしょうか。 不都合が出てきたら逐次見直しをするべきなのではないのでしょうか。 委員が変わったらまた新しい考え方で見直すということですか。
振興係長	指針の見直しのきっかけとして改選期に合わせて3年ごととしています。全国農業会議所の参考例に沿って3年ごとの見直しとしている委員会が多いです。
藤井委員	指針案にJ Aという文言がありますが、J Aは賞味期限の切れた、機能していない組織だと私は思います。荒廃農地を作っているのです。 指導しなければならない立場の組織として名称が書かれていますが、やられていないです。地域計画に賛成していて、農家に影響が出ています。これでは農業をやろうという人がいないです。 実際に農業をやっている人しかわかりません。本市自体が真剣に取り組んでいるのですか。現状、担保物件によってJ Aが荒廃の農地を作っているのです。 真剣に取り組んでいると言えますか。地域に諮問しましたで終わらせるのかということです。
振興係長	J Aも含めて関係者みんなで農地集約を推進していくということです。
藤井委員	私も地域計画については反対しましたが、最終的には協力しました。 地域計画を作って、先ほど研修会の資料もいただきましたが、これはプラスだと思いますが、どれだけの人が参加するのでしょうか。 命がけで農業をしている人もたくさんいると思いますが、やっていない人もいます。そういう中で、真剣にやっていたらやっているほど、10年後、20年後にすごく影響するのですよ。 ですから、書いてあることを、数字も算出していますが、本当にこれが達成できるのかどうか、できなかったら誰が責任を取るのか明確にしたいと思います。
議 長	先ほど農協のことを言っていましたが、指針に農協を入れているのは、この地域の生産者の代表である農協が、地域のことを一番わかっているのではなかろうかということで農協の名称が入っているのだと思います。
藤井委員	地域の事情を一番知っているし、農家との繋がりも強いと思われますが、現実はどうなのでしょう。1件でもそういう例を作ったらやられていないと言われてしまいます。 再生協議会にも質問しています。私たちが札幌の農地の何パーセントか

発言者	議 事 内 容
藤井委員	を持っていますから。 ですから、取り組みをコンパクトにまとめて、何ができるのか、もう少し具体的な本市独自のものをお願いしたいと思います。
議 長	市としては生産者の意見を聴きながら、農協等の意見も聴きながら、少しでも札幌市の農業情勢を良くしていこうという考えの下でこういうものを作っているのだと思います。
藤井委員	国の制度から持ってきているものが全部ではなく、地域特有のこともあり、札幌市は都市型農業に取り組んでいるということですから、都市型農業で何ができるのか、そこが私は足りていないと思います。
議 長	何か事務局から説明はありますか。
事務局次長	今回は農地等の利用の最適化の推進に関する指針を変えるかどうかという議題を上程しています。 この指針というのは、案に書かれておりますとおり、札幌市農業委員会の指針になっておりますので、決めるのは農業委員会の皆さんで決めていただくことになっています。 現行のものをベースに案を作成しているのですが、これまで作成した際に、3年ごとに検証・見直しということにしております。これは農業委員会の皆さんで決めていただいたことです。 ですから、必ず3年に1回でなければいけないですとか、3年より短く改正をしてはいけないということではありませんので、もし必要があるのであれば農業委員会の皆さんで見直すことは決めて構わないということです。
藤井委員	皆さんと言っても、ものには限界があると思うのですよ。 札幌市の農業、地域計画をどういう風に進めていくというのは、行政がある程度こういうものを作っているし、農業委員も昔と違って市長が選んでいるのです。制度も変わってきていますから、行政の責任の中で何かあればやりましょうというならいいですけど。 私どもの会社も従業員が十何名働いていて地域経済を支えていると思うのですよ。ですからあやふやではなく説明できるようにしなければいけません。 私は事業に協力しないと言っているわけではありません。今日も打ち合わせをしましたが、私は札幌でメロン団地を作りたいのです。札幌の農業を推進したいと話が盛り上がっているのですが、やはり行政がしっかりとしなければやっていけるかどうかわかりません。 その辺もきちんと具体的に細かくわかりやすく、札幌市の独自のものを取り組むからどうでしょうかと示すとか、地域に出て意向調査をさらにするですとか、色々なやり方があると思います。 国から降りてきたからというだけでは、札幌の都市型農業をなかなか推

発言者	議 事 内 容
藤井委員	進していけないと思います。そういう思いです。
議 長	藤井委員の考えがある一方で、違う考えの人もいるかもしれません。北海道でも色々なブランドのメロンを作っているところが増えてきている中で、札幌メロンという話も出てきましたが、札幌市の農業のことで農業委員会として決めていくのであれば、何度も話し合いがあってしかるべきかと思います。
藤井委員	地域計画は農業委員会が先頭に立って進めなければいけない問題です。その中で農政部もＪＡのことも出てくると思います。 農業委員として悔いのない形のものを残していかなければならないのです。皆さん一人一人の責務だと思います。
事務局次長	今、藤井委員がおっしゃっているのはおそらく地域計画のほうの話かと思いますが、今回上程しております指針の内容の改正と直接関わらないものと思います。
藤井委員	先ほど質問しましたのは３年ごとの見直しのこととか問題点がたくさん書かれているからです。それをそのとおりに具体的にやってもらえるのかどうかということで、やらなければならないことだと思います。
事務局次長	地域計画のことにしましては、今回の総会の議題として決定する話ではありませんので、ご意見としては別途またお聴きしたいと思います。 今回のこの指針の、３年ごとの見直しということに関しては、これに縛られているわけではなくて、委員の方で必要ということであれば変えることもできますし、今回たまたま地域計画の話がありましたので、その内容を盛り込んだということになっております。 「農協などと連携し」という記載もありますけども、それも含めて今回提案させていただいた案で良いのかどうか、ダメなのであればどういった変更が必要なのかということをご意見をいただければと思います。
藤井委員	せっかくここに書かれたのですから、そのとおりにやってくれば良いことです。それだけです。 いずれにしても私がお願いすることは、地域計画は重要なことです。で、農業委員会が主力になって全国的に取り組んでいくと時限立法でできた法律ですから、それがしっかり伝わるように、もう少し具体的にわかりやすく、何かやりましょうとか、意向調査をさらに行うとか、色々なやり方があると思うのです。議論するというよりお願いになります。
議 長	今すぐ答えが出るという問題でもないのです、皆さんと前向きにお話をということですね。 それでは先に進めさせていただきます。 以上の説明につきまして他にご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第１号につきましては原案どおり決定いた

発言者	議 事 内 容
議 長	します。 続きまして、議案第２号「現況証明」について上程いたします。 はじめに、項番１について、事務局から説明をお願いいたします。
農地係長	それではご説明いたします。 ２ページの項番１の北区篠路町上篠路の件につきましては、７月16日に山本委員、山内推進委員と澤田推進委員の３人で現地調査を行いました。 申請地の位置については、資料２－１の位置図をご覧ください。 申請地の状況ですが、申請部分は過去から農地性がない部分と農地部分が混在していた土地で、農地部分は平成５年頃まで所有者の父親が耕作しておりました。 その後、平成10年に土地を取得しましたが、耕作はしておらず、平成15年頃から駐車スペースや資材置場として使用しています。 すでに不耕作の状態になってから20年以上経過しており、土地全体が締め固まっており、現状で農地性は無く農地への復元は困難な状態です。 そのほか、申請地に係る調査内容は、資料２－２のとおりです。 このような現況から、「相当期間不耕作の状態が続いている土地への対応指針」第３条（２）の「人為的に荒廃した土地で、荒廃の起因となった行為から20年程度経過し、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないもの」に該当すると認められることから「非農地」として提案いたしました。 説明は以上でございます。
議 長	続きまして、項番２について、代表の松下推進委員から説明をお願いいたします。
松下委員	推進委員の松下です。調査員を代表してご説明いたします。 項番２の清田区有明の件につきましては、７月16日に大西委員、畑中推進委員と私の３人で現地調査を行いました。 申請地の位置につきましては、資料３－１の位置図をご覧ください。 申請地は、昭和20年代から一部が農家住宅の建物敷地として利用されていまして、昭和56年には同筆内で住宅建替えが行われ、以降、耕作部分は家庭菜園程度に留まっていました。 現況としては、建物や木が生えている所、庭など非耕作部分が大部分を占めていまして、耕作部分は２アールに満たず狭小であり、家庭菜園程度の状態です。 そのほか、申請地に係る調査内容は、資料３－２のとおりですが、今後も農業上の利用の増進を図ることは見込まれないと考えられます。 このような現況から、「相当期間不耕作の状態が続いている土地への対応指針」第３条（１）の「自然的に荒廃した土地で、不耕作の状態になってから10年程度経過し、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないも

発言者	議 事 内 容
松下委員	の」、及び、同条（２）の「人為的に荒廃した土地で、荒廃の起因となった行為から20年程度経過し、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないもの」に該当すると認められることから、「非農地」として提案いたしました。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
藤井委員	人為的荒廃となっていますが、地域計画にも今後のことが書かれていると思いますが、地域の見守りをしていないために、こういう風な問題が出てくるのだと思います。細目に把握していないから人為的荒廃に繋がるのではないのでしょうか。 今後のことで意見として言わせていただければ、人為的荒廃は減らさなければならないということです。
議 長	他にご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第２号につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第３号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明いたします。 ３ページの申請番号20-603番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主は馬鈴薯や枝豆等を生産する農家でございます。 貸借期間は３年間でございます。 続きまして、申請番号20-604番につきましては、新規の賃借権設定でございます。借主はかぼちゃを生産する一般法人でございます。 場所でございますが、資料４－１の位置図をご覧ください。４月30日に事務局職員が現地を確認しております。 許可要件につきましては、資料４－２の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。 貸借期間は５年間でございます。 次に、４ページの申請番号20-605番及び20-606番につきましては、同一の借主による期間満了に伴う再設定でございます。借主はそばを生産する一般法人でございます。 貸借期間は６年間でございます。 続きまして、申請番号30-604番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はタマネギを生産する農家でございます。 貸借期間は５年間でございます。

発言者	議 事 内 容
振興係長	なお、すべての申請について、事務局職員が現地を確認しております。説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第3号につきましては原案どおり決定いたします。 以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。 続いて報告事項に移ります。報告第1号から第5号について事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明いたします。 5ページの報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出」について、東区で1件、南区で1件の届出がございました。届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。 次に、7ページの報告第2号「農地所有適格法人報告書等の提出」について、今回は1社の農地所有適格法人及び3社の農地所有適格法人以外の法人から報告書の提出がございました。 農地所有適格法人につきましては資料5をご覧ください。 報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。 続きまして、農地所有適格法人以外の法人につきましては資料6－1から6－3をご覧ください。 報告書を審査した結果、いずれも農地法第3条第3項に定める2つの要件である「地域の農業者との適切な役割分担」及び「業務執行役員のうち1名以上の常時従事」を満たしていると認められます。
農地係長	続きまして、8ページの報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「所有権の移転」を伴うものにつきまして、東区で1件、清田区で2件の届出がありました。 この届出は、市街化区域内の農地を、個人住宅、資材置場に転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。 次に、10ページから15ページまでの報告第4号「現況証明」について、中央区で2件、北区で5件、東区で10件、白石区で3件、厚別区で3件、豊平区で2件、清田区で1件、南区で6件、西区で6件、手稲区で5件、合計43件の申請がありました。 当該地を調査した結果、項番17については農用地区域内の農地であったことから「農地」として、それ以外の土地については、建物敷地や宅地等

発言者	議 事 内 容
農地係長	であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。 最後に、16ページの報告第5号「地目変更登記に係る登記官からの照会」について、東区で1件の照会があり、当該地を調査した結果、農地以外の土地であると認められましたことから、「非農地」として回答したものです。 報告は以上でございます。
議 長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。
	(質問なし)
議 長	なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。 これをもちまして、本日の総会は終了いたします。 次回の総会開催でございますが、令和7年9月24日、水曜日、午後2時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。 よろしければ、第27回総会は令和7年9月24日、水曜日、午後2時からといたしますので、よろしくお願いいたします。

開始時間 午後2時00分 終了時間 午後2時40分